

地方自治法施行令等の一部を改正する政令 参照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（抄）	．．．．．	1
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	（抄）	．．．．．	2
○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）	（抄）	．．．．．	3
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）	（抄）	．．．．．	4
○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）	（抄）	．．．．．	4
○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）	（抄）	．．．．．	6

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

※ 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）第一条による改正（平成三十二年四月一日施行）後のもの

（住民監査請求）

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員若しくは職員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 （略）

3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8 （略）

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会又は当該普通地方公共団体の職員(次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。)の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条
例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

○ 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)(抄)

(参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等)

第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百五十五条、第三百三十八条の二、第三百三十八条の三、第三百三十八条の四第二項、第三百八条の二、第三百八条の三(事務の従事に係る部分に限る。)、第三百八条の四、第三百八条の六、第三百八条の七、第三百九十三条(同法第二百七条第二項、第四百一条第一項及び第六十六条第一項に係る部分を除く。)、第三百九十九条第九項及び第十二項、第二百三条の二第一項、第二百四条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百四十二条第一項、第三項、第四項、第七項及び第九項、第二百四十二条の二第一項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十条の十九、第二百五十一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項(同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項(これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第六項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法(昭和二十五年法

律第二百六十一号) 第六条第一項及び第三十八条の二第一項の規定並びに地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第三十七条、第四百十条(同令第三百十号に係る部分を除く。)及び第七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2 地方自治法第八十五条の二及び第八十九条第二項の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。

3 前二項の場合における地方自治法施行令第三百三十七条第一項の規定の適用については、同項中「除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお」とあるのは、「除斥のため」とする。

4 地方自治法第二百五十二条の十七の九の規定により合同選挙区都道府県の臨時選挙管理委員が選任された場合においては、当該臨時選挙管理委員をもつて参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に充て、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の職務を行わせるものとする。この場合において、法及びこの政令中参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員に関する規定(法第五条の六第六項及び第八項の規定並びに前条の規定を除く。)は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用する。

○ 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号) (抄)

(法の適用の廃止)

第六条 地方公営企業又は地方公営企業以外の企業について法の規定又は法の規定の全部若しくは財務規定等の適用がないこととなる場合においては、その適用がないこととなる日の前日の属する当該事業の事業年度は、法第十九条の規定にかかわらず、同日をもつて終了し、当該事業年度の決算は、従前の例によつて行うものとする。ただし、法第三十条の規定による管理者の権限は、当該地方公共団体の長(法第三十四条の二ただし書の規定により当該地方公共団体の会計管理者が行つていた権限については、当該地方公共団体の会計管理者)が行うものとし、借り入れた一時の借入金があるときは、法の適用がないこととなる日の属する会計年度において一時借入金返還金として歳出に計上しなければならない。

2 前項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度以前に発生した債権又は債務に係る未収金又は未払金は、法の適用がないこととなる日の属する会計年度において歳入又は歳出として整理するものとする。

3 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度の支出予算の経費の金額のうち法第二十六条第一項又は第二項の規定により翌年度に繰り越して使用することとしたものは、法の適用がないこととなる日の属する会計年度において使用することができる。

4 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度の予算において法第三十三条第二項の規定に基づきその取得又は処分について定められている資産で同日までに取得又は処分が終わらなかつたものについては、法の適用がないこととなる日の属する会計年度に限り、地方自治法第九十六条第一項第六号から第八号まで及び第二百三十七条第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該予算の定めに基づき、その取得又は処分をすることができる。

5 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、地方自治法第二百四十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行なうものとする。

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

※ 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）第三条による改正（平成三十二年四月一日施行）後のもの

（役員等の損害賠償責任）

第十九条の二 地方独立行政法人の役員又は会計監査人（第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、当該地方独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、設立団体の長の承認がなければ、免除することができない。

3 設立団体の長は、前項の承認をしようとするときは、設立団体の議会の議決を経なければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、地方独立行政法人は、第一項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の条例の制定又は改廃について準用する。

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

※ 第四十七条及び第五十四条は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）第五条による改正（平成三十二年四月一日施行）後のもの

（地方自治法の財務に関する規定の準用）

第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百五条（第五号を除く。）、第二百十六条、

第二百二十条、第二百二十一条第二項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一条、第二百三十一条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二

条の六、第二百三十三條の二本文、第二百三十四條から第二百三十五條の三まで、第二百三十五條の二第一項及び第二項、第二百三十五條の三から第二百三十八條まで、第二百三十八條の三から第二百三十八條の六まで、第二百三十九條から第二百四十二條の二まで、第二百四十二條の三（第三項を除く。）、第二百四十三條、第二百四十三條の二、第二百四十三條の二の二第一項から第五項まで、第七項から第十項まで及び第十四項、第二百四十三條の三並びに第二百四十三條の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九條第二項、第二百二十八條第一項前段、第二百三十七條第二項、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項、第二百四十三條の二第一項及び第二項並びに第二百四十三條の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併特例区の財産の処分等の制限）

第四十九條（略）

2 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併特例区協議会の同意を得た上で、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

一 負担付きの寄附又は贈与を受ける場合

二 法律若しくはこれに基づく政令又は合併特例区規則に特別の定めがある場合を除くほか、その権利を放棄する場合

三 合併市町村の条例で定める重要な公の施設につき合併市町村の条例で定める長期かつ独占的な利用をさせる場合

四 合併特例区がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（合併特例区の長の処分又は裁決（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号において同じ。）に係る同法第十一条（同法第三十八條第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による合併特例区を被告とする訴訟（以下この号において「合併特例区を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（合併特例区の長の処分又は裁決に係る合併特例区を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関する行為を行う場合

3 合併市町村の長は、前二項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

（合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則）

第五十四條 合併特例区の長は、第四十八條第二項、第四十九條第二項第二号、第三十三條第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四條第二項及び第三項並びに第二百四條の二、第三十六條第七項において読み替えて準用する同法第二百三條の二第二項及び第四項並びに第二百四條の二、第四十七條において読み替えて準用する同法第二百二十八條第一項前段、第二百四十一條第一項及び第八項並びに第二百四十三條の二第一項並びに第四十八條第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四條の二第三項及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2・3（略）

附 則

(失効)

第二条 この法律は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

2 (略)

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）

(地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え)

第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表は略)

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百三十三条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第四百五十条、第四百五十二条(第一項第一号を除く。)、第四百五十四条から第四百五十八条まで、第四百五十九条、第六十条、第六十一条から第六十五条の八まで、第六十六条の二から第六六十七条の十七まで、第六六十八条の六、第六六十八条の七第一項及び第三項、第六六十九条から第六六十九条の七まで、第六七十条の二、第六七十条の四、第六七十条の五第一項及び第二項前段、第六七十一条から第六七十一条の六まで、第六七十一条の七第一項及び第二項並びに第六七十二条から第六七十三条の二までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定(第六六十九条の二第一号の規定を除く。)中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表は略)